

MBTコンソーシアムは三井住友銀行と「MBT難病克服キャンペーン」の遺贈寄附に関する協定を締結しました

・奈良医大と連携するMBTコンソーシアムは、三井住友銀行（以下SMBC）と「MBT難病克服キャンペーン」の取り組みに対する遺贈寄附に係る遺言信託業務に関する協定を下記の内容で締結いたしましたのでお知らせいたします。

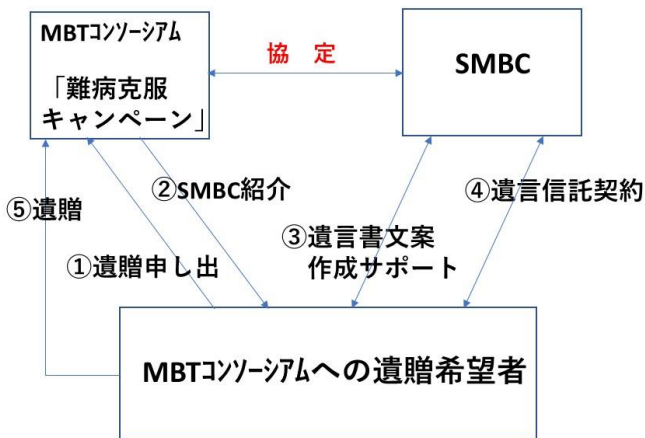
→協定締結の話し合い
細井裕司理事長と
SMBC奈良法人営業部
小林誠部長



< 記 >

- 1, 協定締結日：2023年2月15日（水）
- 2, 目的：SMBCが実施の「遺言信託業務*1」を活用し、MBTコンソーシアムが推進する「MBT難病克服キャンペーン」に対する遺贈寄附*2を行う体制を構築すること
 - * 1 遺言書文案の作成サポートから遺言書の保管、遺言の執行を引き受ける業務
 - * 2 遺言により、財産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与する行為
- 3, 協定内容：
 - ・MBTコンソーシアムは、遺言を活用した遺贈寄附を希望される方に対し、SMBCを紹介
 - ・SMBCは相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、希望者の意向に沿った商品・サービスを提供

<スキーム図>



- ①MBTコンソーシアムへの遺贈希望者がMBTコンソーシアムに申し出
- ②MBTコンソーシアムは遺贈希望者にSMBCを紹介
- ③SMBCは遺贈希望者の意向に基づき遺言書文案作成のお手伝い
- ④遺贈希望者とSMBCで遺言信託契約を締結
- ⑤遺贈希望者のご逝去に伴い、SMBCが遺言執行者となり、遺言書の内容を実現するためMBTコンソーシアムへ遺贈を実施
注) 提携金融機関にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。
また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

* SMBC問い合わせ先：三井住友銀行 相続アドバイザー一部 TEL：0120-338-518 受付時間：平日09：00～17：00（日本時間）